

学校いじめ防止基本方針

守谷市立御所ヶ丘中学校

1 いじめ防止に関する基本的な方針

いじめが、「どの子どもにも起こりうる」というのは、どのような生徒でも被害者になり得るし、また加害者にもなり得ることである。また、「いじめは人間として絶対に許されない行為」という意識を生徒に徹底させなければならない。すべての生徒が、安全・安心な学校生活を通して、教師が生徒との普段からの関わりを大切にし、信頼関係を築きながら、より適切な判断・行動ができる実践力（規範意識）を育てたい。そして、学校の内外を問わず、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応に保護者や関係機関と共に組織的に取り組む。いじめが疑われる場合は、その再発防止に努める。

2 いじめ防止に向き合う教師の姿

- (1) 生徒の心の居場所を確保し、生徒同士の絆づくりを支援する教師
- (2) 生徒の変化を敏感に感じ取り、早期発見・早期対応に努める教師
- (3) 常に生徒の身になって考えようとする教師
- (4) 生徒の「自己有用感」を高める努力を心がける教師
- (5) 人権を尊重した言葉遣いに心がける教師
- (6) いじめに係わる情報が寄せられたときは、他の業務に優先して対応する教師
- (7) いじめの判断は、いじめられた生徒の立場に立つことができる教師
- (8) いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえて、表面的・形式的に判断することなく、複数の教師・生徒の目で様子をきめ細かく観察するなどして確認することができる教師
- (9) 発達障害の特性を理解し、その生徒と周囲の生徒への十分な配慮や支援のできる教師

3 いじめ防止対策の基本事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの未然防止に向けた取組

- ア 「いじめはどの学校・どの生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、学校集会、学年集会、学級活動、道徳等をとおして、いじめを「しない」「させない」「見過ごさない」生徒の育成に努める。
- イ 授業や行事の中で、一人一人が認められ、どの生徒も落ち着ける支持的な場所づくりに努める。（支持的風土のある学級経営）
- ウ ボランティア活動、体験活動等の充実を図り、豊かな情操や道徳心を養い、互いに心が通い合える人間関係形成能力を高める。

エ 「あいさつ運動」等、生徒自身が自主的に取り組めるよう、生徒会活動を支援する。

オ いじめ防止に関する理解を深めるため、日頃から人権尊重啓発活動を推進し、人権作文・人権標語等を募集する。

カ 「守谷市いじめ防止プログラム」で定められた教育計画に従い、人間関係作りの仕方を学んだり、いじめについて考えたりする活動を推進する。

② いじめの早期発見の措置

ア 日常生活から問題状況を把握
(行動観察)

- ・いじめが疑われる行為が見られたり、情報を聞いたりした場合は、いじめを受けていると思われる生徒と面接を行い、状況を管理職まで共有する。

【いじめを許さない学校・教職員の姿勢】

イ いじめ調査の定期的な実施
(実施時期)

- ①生徒対象のいじめを含む学校生活アンケート調査 毎月1週目
- ②保護者対象のいじめを含む学校生活アンケート調査 年1回(11月)
- ③教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査 年2回(7月、11月)
(調査後の対応)

- ・学校生活アンケートを実施したその日のうちに管理職まで報告する。

【抱え込みの禁止】

- ・その日のうちに、いじめを訴えてきた生徒と面接を行い、保護者と共有する。

【早期対応】

- ・生徒と面接ができなくても、電話、家庭訪問等で必ず話を聞き、管理職まで共有する。

【組織で対応】

ウ いじめ相談体制の整備

生徒及び保護者のいじめに関わる相談(スクールカウンセラーの活用)

エ いじめ防止等のための研修の充実

- ・いじめ防止等の対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施する。いじめ防止等に関する対応について心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用し、教職員のカウンセリング能力の向上を図る。また、教育委員会や市総合教育支援センターと連携し、教職員研修の充実を図る。

③ 携帯電話やインターネットでのいじめに対する情報モラル教育の充実

携帯電話やインターネットを通じて送信された情報の流通性や発信者の匿名性利用の依存症等の特性を生徒や保護者が理解し、携帯電話やインターネットを通じて行われるいじめ行為を回避・防止するため、専門家による情報モラル教室を定期的に実施する。

④ 学校外の相談窓口の周知

- ア 生徒保護者等がいじめ問題について相談できる文部科学省「24時間子供SOSダイヤル」や「茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター」「学校SNS相談窓口」等の周知に努め、いじめの早期発見、早期解決を図る。
- イ 守谷市総合教育支援センターにおける教育相談事業及びその事業及びその事業を通じた支援内容の周知に努める。
- ウ 守谷市立適応指導教室（「はばたき」）事業及びその事業を等した支援内容の周知に努める。
- エ スクールカウンセラー事業やスクールソーシャルワーカー事業及びそれらの事業を通じた支援内容の周知に努める。

⑤ 生徒の主体的な取組の活性化

- ア 「あいさつ運動」「きらめきフォーラム（いじめ防止集会）」「いじめ防止マニュアル」等を通して、いじめを起こさない学校づくりに向けた生徒主体の活動を展開する。
- イ 地域でのゴミ拾いやあいさつ運動等を通して、地域の一員としての自覚や地域に守られていることの再認識をする。

（2）いじめ防止等に関する措置

- ア いじめ防止対策に向けた組織「いじめ問題対策委員会」の設置
いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ問題対策委員会」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、不登校解消支援教員、教育相談担当、養護教諭、守谷市総合教育支援センターいじめ対策指導員、必要に応じて特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等

その他校長の判断により、人権、心理、児童福祉、社会福祉、少年犯罪、発達障害等に関する専門的知識を有する者を参加させることができる。

<活動>

- ・いじめ防止に関する体制整備及び取組に関すること。
- ・いじめの早期発見に関すること。（生徒観察、アンケート調査、教育相談等）
- ・いじめ事案（被害者・加害者・観衆・傍観者）に対する対応に関すること。
- ・関係諸機関及び専門的知識を有する者等との連携に関すること。
- ・その他いじめ防止に関わること。

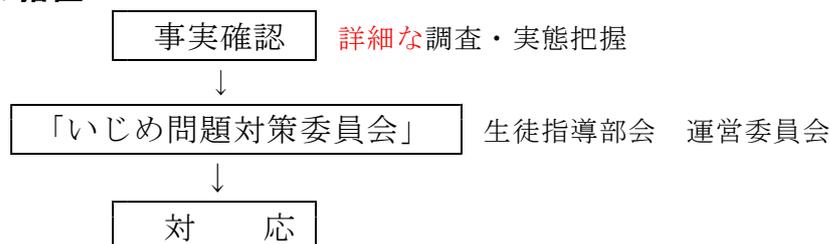
<開催>

月1回のいじめ問題対策委員会を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。（生徒指導部による「いじめ防止会議」は毎週実施）

<議事録>

いじめ問題対策委員会の議事録を作成し、全職員で共有する。いじめ報告と共に教育委員会指導室に提出する。

(3) いじめ発生時の措置



- 対応1 いじめの疑いが生じた段階で調査を開始する。
調査の目的や進め方、実施方法などは、「茨城県 いじめ重大事態対応マニュアル」に沿って対応していく。
- 茨城県 いじめ重大事態対応マニュアル P9
<https://kyoiku.pref.ibaraki.jp/wp-content/uploads/2023/02/jyudaijitaiM.pdf>
- 対応2 いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導やその保護者への助言を継続的に行う。
- 対応3 いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるために必要があると認められた場合には、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う措置を講ずる。
- 対応4 いじめた生徒に対しては、行為の善悪をしっかりと理解させ、深い反省や謝罪の気持ちをもたせる。
- 対応5 いじめに関わる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 対応6 犯罪行為として取り扱われる内容のいじめについては、教育委員会及び所轄の警察署等と連携し、適切に対処する。特に、いじめを受けた生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合は、直ちに警察に通報する。
- 対応7 いじめ解消には、対応指導後、概ね3ヶ月が必要であることを再認識し、いじめを受けた生徒のカウンセリングや経過観察を継続する。
- 対応8 いじめ解消は、生徒本人が心身の苦痛を感じていないことを「生徒」と「保護者」に面接等で確認する。
- 対応9 対応7の対応を受け、本人及び保護者に対して心身の苦痛を感じていないと確認した上、いじめ問題対策委員会で「解消」と判断する。
- 対応10 いじめ問題解決後も、当該いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒については、日常的に注意深い観察を継続する。

(4) 特に配慮が必要な生徒への対応

いじめは、どの生徒にも起こり得る可能性があり、以下の生徒を含め、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- ① 発達障害を含む、障害のある生徒
- ② 海外から帰国した生徒や外国籍の生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる生徒
- ③ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒
- ④ 東日本大震災等により被災した生徒又は原子力発電所事故により非難している生徒

(5) 重大事態（生命心身財産重大事態・不登校重大事態）発生時の対応

生徒が自殺を図ったり、精神性の疾患を発生したりするなど、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間（年間30日程度）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに次の対応を行う。

※「疑い」が生じた段階で調査を開始する。

※法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、**重大事態調査を実施する。**

- ① いじめ問題対策委員会は重大事態が発生した旨を、守谷市いじめ対策本部に速やかに報告する。
- ② 守谷市いじめ対策本部と協議の上、当該事案に対処するため、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する者の他、第三者からなる組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対して学校として説明責任があることを十分自覚し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を十分踏まえる。
- ⑤ 調査報告書に関しては、「茨城県 いじめ重大事態対応マニュアル」に沿って対応していく。

茨城県 いじめ重大事態対応マニュアル P 16

<https://kyoiku.pref.ibaraki.jp/wp-content/uploads/2023/02/jyudaijitaiM.pdf>

(6) 記録及び保存について

アンケートや聞き取りの状況を記録した文書等は、5年間保存する。

(7) いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について

詳細については、令和5年2月7日に文部科学省より発出された以下の通知をご覧ください。

https://www.mext.go.jp/content/20230207-mxt_jidou02-00001302904-001.pdf

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_ijime_boushi_kaigi/dai2/siryou1.pdf

H29. 3 国のガイドライン改定に伴う見直し

・・・・・・・・平成29年8月31日(平成29年9月1日より施行)

〈いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(2017.3)〉

H30. 7 不登校重大事態の調査に係る調査の指針及びいじめ重大事態の調査に関するガイドライン再確認に伴ういじめ認知及びいじめに係る重大事態の捉え方についての見直し

・・・・・・・・平成30年6月30日(平成30年7月2日より施行)

〈不登校重大事態に係る調査の指針(2016.3)〉

〈いじめ重大事態の調査に関するガイドライン(2017.3)〉

H31. 7 茨城県いじめの重大事態対応マニュアル及び守谷市いじめ防止基本方針の改定等に伴う見直し・・・・・・・・令和元年7月31日(平成31年4月8日より施行)

〈茨城県いじめの重大事態対応マニュアル(2019.7)〉

〈守谷市いじめ防止基本方針(2019.3)〉

〈取手市立中学校の生徒の自殺事案に係る調査結果(2019.3.20)〉

R5. 4 生徒指導提要の改訂(令和4年12月)に伴う見直し

R6. 3 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改定(令和6年8月)に伴う見直し